

一般廃棄物受入基準

(構成市町及び委託業者が搬入する場合)

令和6年12月1日改訂

中空知衛生施設組合

中空知衛生施設組合一般廃棄物受入基準 (構成市町及び委託業者が搬入する場合)

平成15.4.1制定
平成16.4.1変更
平成18.4.1変更
平成19.5.1変更
平成26.4.1変更
令和6.12.1変更

構成市町で発生した家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、構成市町及び構成市町の委託業者がリサイクルへ搬入する場合の受入基準について定める。

1. 施設受入体制

- 施設場所 滝川市東滝川760番地1
- 受入時間 午前8時45分から午後4時30分まで
- 休日 日曜日、12月31日～1月2日、5月3日～5月5日
- 場内搬入路 (図-1、図-2参照)

2. 受入可能な廃棄物

構成市町で発生した家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物で以下に掲げるもの。ただし別に定める受入不適物、受入不可物を除く。

- ①生ごみ
- ②燃やせるごみ
- ③燃やせないごみ
- ④粗大ごみ
- ⑤資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・古紙類)
- ⑥特定品目

※芦別市からは「生ごみ」のみ受入れることとする。

3. 搬入形態

- ・廃棄物の種類毎に搬入すること。
- ・混載する場合は、明確に区分して搬入すること。
- ・中身の確認できる状態で搬入すること。

4. 搬入車両

「粗大ごみ」、「資源ごみ」の搬入は、平ボディ車を使用すること。

5. その他留意事項等

- ・受入基準を遵守すること。守られない場合は受入れできない場合がある。
- ・受入関係について疑義等が生じた場合は、随時組合と調整すること。
- ・止むを得ない事情により受入時間内の搬入が困難な場合等は、事前に連絡すること。

6. 受入基準

(1) 生ごみ

(定義) 厨芥ごみ、野菜くずなどメタン発酵が可能なごみ

○受入可能なもの

区 分	排出時の留意事項
残飯（食べ残し）	水切りする
野菜くず（調理残）	
腐った野菜類	
果物の皮	
生野菜類	土は落とす
乾燥麺（そば、スパゲッティ等）	
草花類、生草	土は落とす（枯草は燃やせるごみ）
ペットフード	
ペットの糞	砂、土は混ぜない
ぬか、麴（こうじ）	
魚、肉類の骨	直径3cm未満の牛骨、豚骨等

○受入不適物

不適物の種類	排 出 区 分
食用油（固形化したもの含む）	燃やせるごみ （固化又は紙・布等に染み込ませる）
とうもろこしの皮	燃やせるごみ
鯉節（固形）、直径3cm以上の牛・豚骨	燃やせないごみ
木くず、剪定枝	燃やせる・燃やせない・粗大ごみ （排出状態により区分）
動物の死体	収集不可。直接搬入可（30kg以内）
枯れ草	燃やせるごみ

○搬入形態

- ・中身の確認出来る袋（透明・半透明）で搬入すること。
- ・車種制限なし。
- ・袋の厚さは市町指定袋と同程度以下とする。

○その他事項

- ・ごみ収集袋については破砕選別装置により回収処理可能。
- ・水分が抜けていれば小分けした薄い袋（レジ袋は不可）が混入していても回収処理は可能。

(2) 燃やせるごみ

(定義) 生ごみを除く焼却可能なごみ

○受入可能なもの

区分	ごみの種類及び留意事項	
受入れ可能品目	紙くず、木くず、枯れた草花、布類、ビニール類、皮革類、ゴム類、プラスチック類、貝殻、とうもろこしの芯、その他可燃性のもの。 ※食品その他用容器、パッケージ、ポリ袋、ラップ等包装材は、中身を出し切り、軽くすすぐなどして、内容物や付着物は取り除くこと。 ※異物（土、砂、石、ガラス、金属等）は取り除くこと。	
ひも状のもの	ひも、縄、ロープ、テープ、リボンなど	伸ばした状態で、長さ 1m 以下 ※カセットテープ、ビデオテープ、印字リボン等はカートリッジ外へ 1m 以上伸びた状態でも切断は不要。
管状又は筒状のもの	ホース、塩ビ管、ポリ管、紙管など	直径 15cm 以下、又は外周長 50cm 以下、長さ 70cm 以下（ビニールやゴム等軟質のもので、直径 3cm 以下のものは長さ 1m 以下）
木くず、木製品、その他可燃物（棒状又は板状のもの）	丸太、角材、棒きれ、選定枝など棒状のもの	直径 10cm 以下、又は外周長 30cm 以下、長さ 70cm 以下（小枝等柔軟性を有するもので、直径 2cm 以下のものは長さ 1m 以下）
	板きれ、板類、書籍類など板状のもの	厚さ 5cm 以下、幅 30cm 以下、長さ 50cm 以下 ※板類とは幅が厚さの 4 倍以上のもの。
繊維類、シート類	衣料、じゅうたん、カーペット、カーテン、布団、毛布、ビニルシートなど	広げた状態で、幅 1m 以下、長さ 1m 以下 ※衣類は切断不用。 ※羽毛製品は切断せずに小さくたたみ、紐で十文字に硬く縛ったうえで袋（70ℓ 以下）に入れること。
発泡スチロール	保冷箱、梱包材、緩衝剤、容器など	高さ又は厚さ 40cm 以下、幅 40cm 以下、長さ 40cm 以下 ※中が空洞であっても基準は外形の大きさに適用。
丸めるか畳むなどして袋に入れる場合は、幅と長さについて適用しない。ただし、長さが 1m を超えるひも状のものは、解けないように結束した上で袋に入れること。		

○受入不適物

不適物の種類 ・ 搬出区分
電熱線を含む物（電気毛布、ホットカーペットなど）⇒燃やせないごみ、粗大ごみ
金属線を含むコード類（ケーブル、延長コードなど）⇒燃やせないごみ、粗大ごみ
不燃素材の粘土（土製・油粘土、陶芸粘土、石粉粘土など）⇒燃やせないごみ、粗大ごみ
無機繊維を含む物（炭素繊維、ガラス繊維、金属繊維など）⇒燃やせないごみ、粗大ごみ
ペットの糞 ⇒ 生ごみ 汚れた容器 ⇒ 燃やせないごみ、粗大ごみ
発火性或いは引火性のある物（文化焚きつけなど着火材、固形又はジェル状の着火補助剤など）⇒ 受入不可物 ※文化焚きつけは、乾燥させるなど発火・引火の恐れをなくすれば受入れ可。

○搬入形態

透明又は白色半透明で中身の見える袋とし、袋の大きさは概ね70ℓ（W80cm×H90cm程度）以下とする。袋の口はしっかり閉じること。車種制限なし。

(3) 燃やせないごみ

(定義) 不燃性のもの (一部可燃性のものを含む)

○受入可能なもの

区分	ごみの種類及び留意事項
陶磁器	茶碗、花瓶 など (割れたものは新聞・厚紙等で保護する)
ガラス類	板ガラス、ガラスコップ、ガラス製食器 など (割れたものは新聞・厚紙等で保護する)
金属類	やかん、なべ、フライパン、アルミ箔、50cm以下の電気コード 包丁、カッターナイフ (新聞・厚紙等で保護する) など
びん類	1.8ℓを超えるびん、乳白色のびん、陶磁器製のびん など (中は洗浄、割れたものは新聞・厚紙等で保護する)
缶類	菓子類の角缶、容量1ℓを超える缶類 (中は洗浄する) など
小型電子機器等	携帯電話端末・PHS 端末、デジタルカメラなど使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する法律施行令に規定する小型電子機器等 (付属する電気コードは50cm以下のもの)
その他	燃やせるごみの受入れ品目に該当するが形状・寸法などが燃やせるごみの 受入れ基準に適合しないもの、金属製灯油タンク90ℓ以下 (金属製かつ 袋に入るもの)、電気毛布 (袋に入るもの)、傘 (袋からはみ出した状態 状態でも受入れ可)、土砂 (鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のもの) など

○受入不適物

不適物の種類	排出区分
がれき、石、レンガ、ブロック類	発生した市町の最終処分場で受入
廃油・塗料の入った容器	缶内の廃油・塗料の処理は販売店に要相談 内容物が取り除かれた容器は受入れ可
スプレー缶、カセットボンベ、ライター、 電池類 (アルカリ電池、マンガン電池、 リチウム電池、ボタン電池、充電電池等) 水銀体温計、蛍光管 (割れたものも含む)	特定品目

○搬入形態

中身の確認出来る袋 (透明・半透明) で搬入すること。車種制限なし。

土砂は、土砂のみを中身の見える袋 (透明・半透明、破れない厚さのもの) に入れてから、燃やせないごみとして区分した袋に入れて搬入すること。

(4) 粗大ごみ

(定義) 燃やせるごみ、燃やせないごみのうち袋による排出が困難なもの

○受入可能なもの

区 分	ごみの種類及び留意事項
家電類	電子レンジ、ガスコンロ、掃除機など家電リサイクル法対象外の家電製品
家具類	机、椅子、テーブル、ソファ、タンス など
寝具類	ふとん ※四折りにして結束 じゅうたん ※小さくたたむか丸めて結束 マットレス、ベッド など
木材類	木材、剪定枝 など ・棒状のもの 長さ1.5m、直径20cm以内 縛った状態が直径40cm以内 揃えて結束 ・板状のもの 長さ1.5m以内、幅90cm以内、厚さ5cm以内
その他	自転車、物干し、畳、スノーダンプ、2連はしご、スキー、ホイール、耐火金庫、灯油タンク90ℓ以下(袋に入らないもの)、オルガン、電子オルガン、浴槽、電気毛布※1、電気カーペット※1、ビニルシート※1、ドラム缶、家庭用除雪機、ポンプ(金属製) など ※1:袋に入らないもの。たたんで結束。

○受入不適物

不適物の種類	排出区分
抜根、がれき、石、レンガ、ブロック類、漬物石(市販)、石こうボード、グラスウール など	発生した市町に相談
家電リサイクル法対象品目 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機) 廃タイヤ(除自転車用)、バッテリー、消火器、ガスボンベ(除カセットボンベ)、廃油・塗料の入った容器、農機具類、オートバイ、水上バイク、ピアノ など	販売店に相談
蛍光管(割れたものも含む)	特定品目

○搬入形態

- ・中身の確認出来る状態で搬入すること。
- ・「平ボディ車」により搬入すること。

(5) 資源ごみ

(定義) 容器包装リサイクル法に規定する容器包装廃棄物で以下に規定するもの、及びその他古紙類(新聞紙、雑誌等)

[容器包装廃棄物]

- スチール製容器包装 ○アルミ製容器包装 ○ペットボトル
- ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)
- 飲料用紙製容器(紙パック) ○段ボール製容器包装

○受入可能なもの

区 分	ごみの種類及び留意事項
缶 類	スチール缶、アルミ缶(飲料用) 容量1ℓ以下の缶類(缶詰など)
	※中が洗浄されていること。異物が混入していないこと。 つぶさないで排出。アルミ、スチールの分別不用。
びん類	ワンウェイびん、リターナブルびん(化粧品のびん、くもりガラスのびんを含む)(1.8ℓ以下のもの)
	※中が洗浄されていること。異物が混入していないこと。 キャップ、ふたが外されていること。 割らないで排出。びん種毎の分別不用。
ペットボトル	ペットボトル
	※中が洗浄されていること。異物が混入していないこと。 キャップ、ラベルが外されていること。PET表示が付いたものに限る。つぶさないで搬出。
古紙類	新聞(チラシ)、雑誌、紙パック、段ボール
	※広げて束ね、縛るか袋に入れること。 種類毎にまとめること。 乾燥されていること。 紙パックは広げて洗浄し、束ねること。

○受入不適物

区 分	不適物の種類	排出区分
缶類	スプレー缶、カセットコンロ缶	特定品目
	オイル缶、塗料缶、菓子類の角缶、容量1ℓを超える缶類 など	燃やせないごみ (要洗浄)
びん類	コップ等ガラス食器類、板ガラス、陶磁器類(茶碗、花瓶など)、1.8ℓを超えるびん など	燃やせないごみ (要洗浄)
プラスチック類	PET以外のプラボトル、洗剤・食用油用のプラ容器、トレー・卵ケースなどのプラ容器 など	燃やせるごみ (要洗浄)

○搬入形態

「平ボディ車」により搬入すること。

(6) 特定品目

○以下の廃棄物については、破碎不可など通常の処理ラインに乗らないため、前記(1)～(5)の区分とは別に受入れを行なう。

○搬入時に前記(1)～(5)の廃棄物と明確に区分されている必要がある。

○受入可能なもの

廃棄物の種類	留意事項	備 考
①電池類 (アルカリ電池、マンガン電池、リチウム電池、ボタン電池、充電電池 等)	「燃やせないごみ」での排出不可。	①、②は同一袋等で混合搬入可能
②水銀体温計、水銀血圧計	割れないようにすること。	
③蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割れないようにすること。 ・ 割れたものも受入れる。 ・ 「燃やせないごみ、粗大ごみ」での排出不可。 	
④ライター	中身を完全に使い切ること。	④、⑤は同一袋で混合搬入可能
⑤スプレー缶、カセットボンベ	中身を完全に使い切り、穴を開けてガス抜きすること。 「燃やせないごみ」での排出不可。	

※ ①、②、④、⑤は、中身の確認できる袋 (透明・半透明) に入れること。

③蛍光管は、次のように扱うこと。

・ 割れていない蛍光管

包装されていたケース等に入れる。複数の場合縛る。

又は中身が確認できる袋 (透明・半透明) に入れて口を縛る。

袋からはみ出ても可。

・ 割れた蛍光管

破けにくい中身が確認できる袋 (透明・半透明) に入れて口を縛る。

※ 特定家庭用機器 (テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機) のうち、構成市町によりリサイクル不能と判断され正規の回収ルートに乗らないものについては、別途協議により受入れ判断することとする。

(7) ひも類など線状物のごみ種別

	伸ばした長さ	搬入形態		ごみ種別
可燃性	約 1m 以下	—	袋入り	燃やせるごみ
	約 1m 以上	丸めて縛る	袋入り	燃やせるごみ
			袋なし	粗大ごみ
不燃性	約 50cm 以下	—	袋入り	燃やせないごみ
		—	袋なし	粗大ごみ
	約 50cm 以上	—	—	粗大ごみ

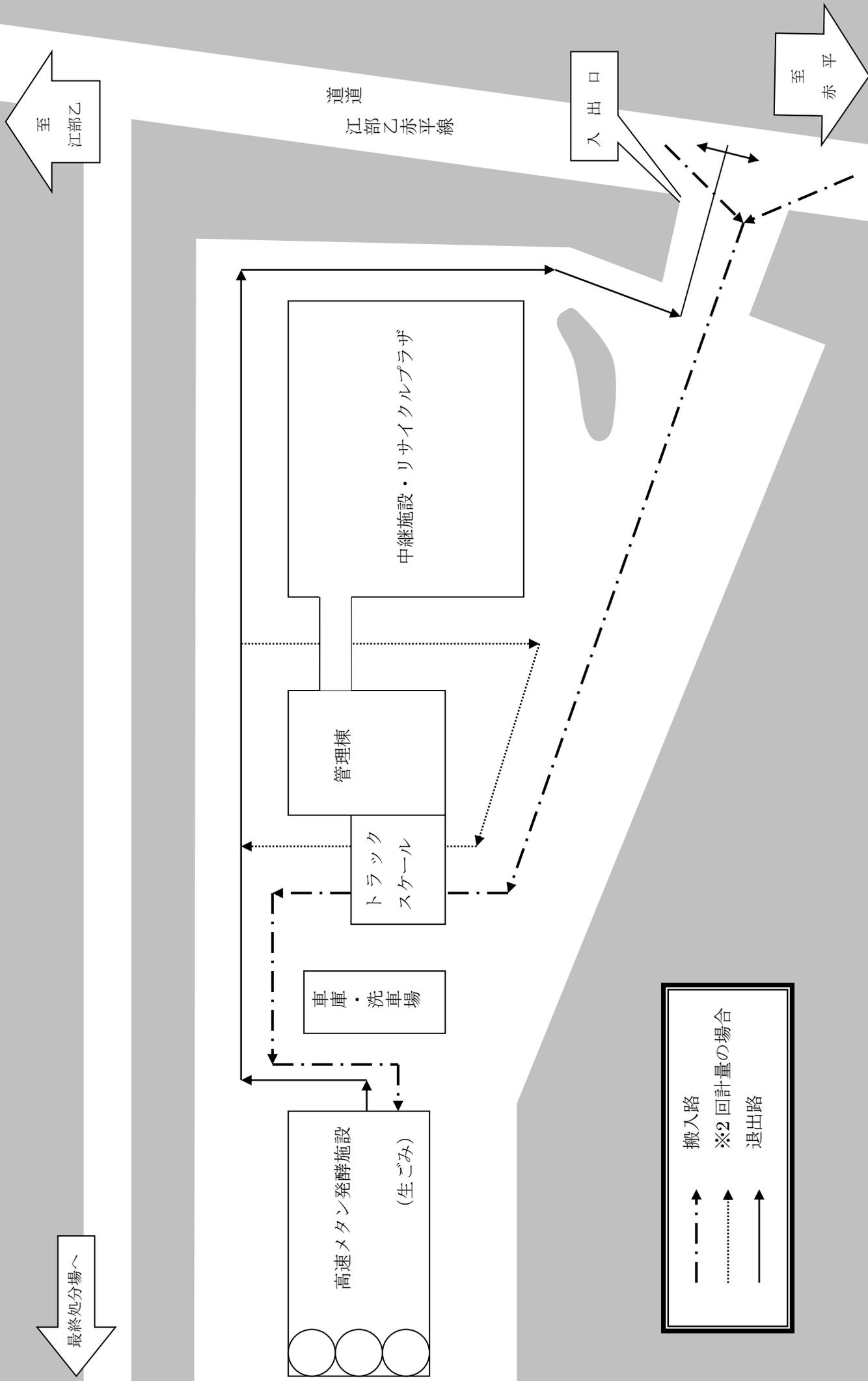
※ カセットテープ、ビデオテープ、インクリボン等は、カートリッジに収納された状態で「燃やせるごみ」とする。カートリッジ外へ1 m以上伸びた状態でも「燃やせるごみ」とする。切断は不要。

(8) 受入不可物

下表の廃棄物は受入を行わない。

受入不可物の種類
①産業廃棄物
②特別管理一般廃棄物
③特定家庭用機器（家電リサイクル法） テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
④廃ゴムタイヤ（自転車用を除く）
⑤バッテリー
⑥消火器
⑦LPガスボンベ、プロパンガスボンベ類
⑧廃油、塗料の入った容器
⑨農薬、劇薬類
⑩動物の死体
⑪汚泥
⑫土砂（鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のものは除く）
⑬すき取り物、抜根
⑭がれき、石、レンガ、ブロック類、石こうボード、グラスウール
⑮農機具類
⑯オートバイ、水上バイク
⑰ピアノ
⑱有害性、爆発性、引火性その他危険性のあるもの （塗料、シンナー、灯油、ガソリン、火薬、オイル等の廃油（凝固剤等で固めたものを含む））
⑲灯油タンク(900 超)

図一1 生ごみ搬入時車両動線図



図一2 資源ごみ・燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ搬入時車両動線図

